



## 4.9 外部委託

## 4.9 外部委託



新規伐採請負業者  
(外部委託先)



請負業者と契約する認証組織は、新規請負業者の内部監査を行い、既存請負業者への導入も実施し記録する仕組みを持つべきである。この導入プロセスは文書化されるべきであり、年次内部監査でレビューすることができる。

- 業務委託契約書のテンプレート
- 年1回の内部監査は必須
- 監査は、実施可能で検証可能な場合、リモートで行うことができる。
- 外部委託活動のサンプリング
- サンプリングが可能なのは：年次内部監査=外部委託活動+マルチサイト



## 4.9 外部委託

外部委託会社が組織の外部委託先リストに掲載されているにもかかわらず、前回の内部監査以降使用されていない場合、組織は、特定の年の内部監査にその外部委託先を含めないことを正当化できるかもしれない。



組織がその会社を再度外部委託先とする場合は、その前にリスクをベースとしたアプローチに基づいて内部監査の必要性を評価すべきである。



さらに、規格の変更や、国の法律、経営者／所有者の変更など、その他の重要な変更があった場合、組織は、外部委託先がリストに残れるかどうかを確認するために、リスクをベースとしたアプローチに基づいて内部監査を実施する必要性を明確にしなければならない。

## 4.9.1 外部委託

- 組織は、PEFC COCの対象となる活動を他の組織に委託することができる。
- この要件については、組織は**外部委託プロセスにおいて、原材料の法的所有権を維持する必要があり、外部委託の実施がサービスに限定されていることを理解する必要がある。**



## 4.9.2 外部委託

- 外部委託契約は、PEFC COC 認証を取得している 2 社の間で外部委託された業務が外部委託先の PEFC COC の範囲に含まれる場合にも締結される必要がある。



Technical document

Version 1  
01.12.2020

### Template: Outsourcing Agreement

#### Introduction

This template for an Outsourcing Agreement has been developed by the PEFC Council in relation to requirement 4.9.2 of the [PEFC ST 2002:2020 — Chain of Custody of Forest and Tree Based Products — Requirements](#). This template should be adapted for the specific purpose and in particular to the applicable legislation (5.1).

#### PEFC Chain of Custody Outsourcing Agreement between [certified company] and [uncertified company] [date]

[certified company], having its registered office at [address] and [uncertified company], having its registered office at [address], herewith enter into an agreement concerning the physical separation, processing and PEFC labelling of specified material/products supplied by [certified company] to [uncertified company], as referenced in and ruled by sub-section 4.9<sup>i</sup> of [PEFC ST 2002:2020](#), Chain of Custody of Forest and Tree Based Products - Requirements.

Whereas as of [date], [certified company] is holding a valid PEFC chain of custody certificate with the certificate number [certificate number], issued by [certification body] and a valid PEFC trademarks usage licence with the licence number [PEFC/xx-xx-xx], issued by the PEFC Council or another PEFC authorised body.

## 4.9.2 外部委託

- 外部委託された活動が複数の請負業者(サブ・コントラクターと同義)によって実施される場合、内部監査は、リスクをベースとしたアプローチ(社会的問題を含む)に従い、マルチサイトのサンプリング手順に基づいて実施することができる。サンプリングが許可される場合、以下の要素に従うべきである：
  - ・内部監査の最小請負業者数は、請負業者総数の平方根を小数点以下切り上げた数とする：
    - =  $\sqrt{x}$
    - = 内部監査における請負業者の数
    - = 請負業者の総数
  - ・サンプルの少なくとも25%は無作為に選択されるべきである。
  - ・請負業者の選定基準には、特に以下の点を含めること：
    - = 内部監査または過去の認証審査の結果
    - = 是正措置および予防措置に関する苦情およびその他の関連事項の記録
    - = 請負業者の規模および委託先の製造工程における重大な差異
    - = 前回の認証審査以降の変更
    - = 地理的分散
    - = 前回の外部監査以降に追加された委託先



# 投入原材料の確認と 生産品の宣言

## 5.1.1 投入原材料の確認



書類は納品ごとに取得する必要があるが、納品時に取得する必要はない。この要求事項により、認証書保有者は、特に電子商取引においては、PEFC主張を実質的につなげることができる。



組織は、PEFC ST 2002 の 5.2.2 に従つて、PEFC 主張を行い、伝達する書類の種類を指定する必要がある。書類においては、その主張が納品と明確に関連付けられていることを保証する必要がある。

# 投入原材料の確認



- 要求事項 5.1.1 a) については、マルチサイト認証の場合、供給者の名前を PEFC CoC 認証書の対象となるサイトの住所に含める必要がある。  
詳細については、要件 7.2.1、PEFC ST 2003:2020 を参照。

# 生産品の宣言

- PEFC認証組織が生産するPEFC認証製品に、PEFC オンプロダクト(製品上)商標を付す場合、組織は販売書類または納品書類にPEFCの主張を記載する必要がある。

このガイドの PEFC 2001:2020  
第 5 章 7.1.1.1 参照。

